

司法制度

川村 晃一

はじめに

司法制度とは、司法府の機関である裁判所のあり方を規定するルールである。これまで裁判所は、もっぱら法律学によって研究の対象として取り上げられてきたが、最近になって裁判所の行動や決定が政治過程に与える影響が注目されるようになってきた。とくに、裁判所が執政府や議会といったほかの政治制度からどの程度独立性を保持しており、その違いが政治体制のあり方にどのような影響を与えるのかという点や、裁判所のもつ違憲審査権が政治過程にどのような影響を及ぼすのかという点が重要な分析の対象となりつつある。

司法制度に対する政治学的な関心が高まった背景には、1990年代以降に顕著になった「政治の司法化」(judicialization of politics) という現象がある。政治の司法化とは、裁判所が立法権をもっている議会の行動を制限したり、判決を通じて国の政策の方向性に大きな影響を与えたり、さらには、政党や選挙といった政治プロセスにも影響を与えることが増えているような状態を指す (Ferejohn [2002])。司法府は、国民によって選ばれた議会がつくった法律を、違憲審査権を使って無効にすることができる。また、裁判所はその判決を通じて執政府や議会がどのような政策をとるべきかを指示することができる。たとえば、裁判所が自由主義的な経済政策に対して違憲の判断を示せば、議会は保護主義的な経済政策を立法化せざるを得ない。ま

た、裁判所が公害裁判で被害者に対する国家賠償の支払いを命じれば、行政は公害を防ぐような規制を策定せざるを得なくなる。このように、いまや裁判所は単なる法の番人ではなく、自身が法の制定主体となりつつあるのである。さらに近年では、裁判所に選挙の有効性を判断する権限や政党の解散を命じる権限が与えられるようになり、司法が民主政治のプロセスそのものに介入できるようになりつつある。

政治の司法化をもっとも顕著に表しているのは、憲法判断を行なう特別な司法制度が世界各国で設立されるようになったことである。第2次世界大戦後、ファシズムの再来を防ぐために議会制民主主義を採用していた西ヨーロッパ諸国で憲法裁判所が設置された。この動きに続いて、民主化の「第3の波」のなかで体制転換を果たした新興民主主義諸国では、法の支配を確立するために独立した司法制度を導入することが共通の課題とされた。こうして新たに権限を与えられた司法は、議会の立法行為や選挙過程、政党活動などきわめて政治的な問題についても積極的に司法判断を下すようになったのである。

東南アジア5カ国では、このような「政治の司法化」という現象はみられるのだろうか。民主化を実現したフィリピン、タイ、インドネシアでは、政治過程における司法の影響力は確実に増している。タイとインドネシアでは憲法裁判所が新たに設置されて、政治過程で重要な役割を果たすようになってきている。フィリピンでも、最高裁判所が積極的に違憲審査権を行使するようになって、その重要性が増しつつある。しかし、これら3カ国のあいだでも、司法府の影響力や行動パターンには違いがみられる。一方、権威主義的統治の続くシンガポールやマレーシアでは、司法がその統治を正当化するような役割を演じている。このような違いはなにによってもたらされているのだろうか。

司法が政治過程においてどのような役割を果たしているかを考えるためには、①裁判所がほかの意思決定主体から自立的に行動できる程度（独立性）、②裁判所に与えられている権限（権限）、そして③裁判所がほかの制度とどのような関係のなかにおかれているのか（権力構造）という三つのポイントを理解する必要がある。裁判所の独立性が高いほど、裁判所の権限が大き

いほど、そして権力構造が競争的であるほど、司法が政治過程においてより大きな役割を果たすことができると考えられる。以下、本章では、裁判所の組織、裁判所のもつ権限と、裁判所を取り巻く制度や構造という三つの観点から、東南アジア5カ国の司法制度を比較する。なお、本章では「司法府」と「裁判所」を同義のことばとして使う。裁判所は司法府を構成する一機関であるが、執政府や立法府に対する司法府のおもな行動を決定する機関であることから、ここではあえて両者を区別しないで使うこととする。

1. 裁判所組織の独立性

「司法の独立」とは、裁判所の裁判官が判決を下すにあたって、外部の圧力から自由である状態を指す。司法に独立性をもたせることの重要性は、自由を抑圧する専制政治の出現を防ぐために三権分立を提唱したモンテスキュー以来、古くから主張されてきたものである。司法の独立性が高ければ、裁判所は、執政府や議会からの介入に惑わされることなく、独自の法的判断を行なうことができるはずである。つまり、司法の独立性が高いほど、裁判所は政治過程に対してより大きな影響力を発揮できるのである。

その司法の独立性は、裁判所の人事や予算などを誰がどのように決定するのかによって左右される。裁判官を任命するにあたって執政府や議会はどの程度関与できるのか、誰が任命するのか、また、裁判官の罷免に恣意的な判断の入り込む余地があるのかどうか、といった点は司法の独立性に大きく影響する。また、裁判官の昇進や配置、給与など裁判所組織を運営するにあたって誰が決定権や執行権をもっているのかという点も、司法の独立性を左右するといえる。人事や予算、組織運営において裁判所が独自の権限を与えられていれば、司法の独立性は高くなるはずである。

東南アジア5カ国のなかで、独立当初から司法が高い組織の独立性を与えられてきたのが、シンガポール、マレーシア、フィリピンである。シンガポールの司法は、その後も高い独立性を維持し続けたが、マレーシアではマハティールによる権威主義的統治が強化されるなかで独立性を失った。フィリピンでも、マルコス体制の発足とともに司法の独立性が失われた

が、1986年の民主化後に再びそれを取り戻すことになる。タイとインドネシアにおいても、権威主義体制のもとでは司法の独立性が確保されることはなかったが、1990年代以降の民主化によって司法の独立性が確立されることになる。

宗主国イギリスの司法制度を受け継いだシンガポールの司法は、制度的にはその独立性が確保されている。シンガポールでは、最高裁判所（控訴裁判所と高等裁判所）と下級裁判所（区裁判所、マジストレート裁判所など）が司法府を構成している。1989年まではイギリスの枢密院司法委員会が終審裁判所とされていたが、現在ではシンガポールの最高裁判所が司法のトップに位置している。最高裁判所判事の任命は、首相の助言にしたがい大統領が行なうが、長官以外の判事を任命する際には長官への諮問が必要である。また、最高裁判所判事の罷免についても、大統領は、首相または最高裁判所長官の要請にもとづいて最高裁判所判事や判事経験者などからなる審判機関（tribunal）の勧告を受けなければならないと定められている。裁判官には高額の給与が支給されており（Silverstein [2008: 80]）、任期中の減給は禁止されている。このように、シンガポールの司法は、その独立性と身分を高度に保障されているといえる（安田 [2000: 202-203]）。

シンガポールと同様に宗主国イギリスの司法制度を受け継いだマレーシアも、憲法上は司法の独立性を保障している。マレーシアの司法制度は、管轄権について事物・訴額などに制限のある下級裁判所（セッションズ裁判所、マジストレート裁判所など）と一般的な管轄権をもつ上級裁判所（連邦裁判所、控訴裁判所、高等裁判所）に分けられる（中村良隆 [2002: 168]）。終審裁判所は、1984年まではイギリスの枢密院司法委員会であったが、その上訴制度が廃止されたことともない、それまでの連邦裁判所にかわって最高裁判所が1985年に設置された。ただし、1994年に終審裁判所の呼称は再び連邦裁判所へと変更されている。連邦裁判所は、連邦裁判所長官、控訴裁判所長官、高等裁判所首席判事2人と連邦裁判所判事4人の合計8人から構成されている。

上位裁判所の裁判官の任命は、首相の助言にもとづき州統治者会議に諮問されたあと、国王によって行なわれる。上位裁判所裁判官は倫理規定違

反や心身障害の事由でのみ罷免の対象となり、弾劾裁判での勧告を経ないかぎり罷免されない。裁判官の身分や給与の保障に関するこれらの規定は憲法で定められており、組織面での司法の独立性は高い。このように司法の組織的な独立性が維持された理由としては、教育、民族的出自、ネットワーク、思想などの面でエリート集団の凝集性が高かったこと（金子 [2009: 153-156]）や、法文の解釈を厳格に行なう文理主義的法解釈の伝統や司法観が司法と政治の距離を遠いものとしていたこと（Khoo [1999: 208-215]）などが指摘されている。

フィリピンの司法も、独立直後の時期にすでに高い独立性を有し、違憲審査権を行使していた。アメリカの司法制度を移植したフィリピンでは、最高裁判所が司法府の最上位に位置し、下級裁判所の行政監督権を有している。違憲審査権も、最高裁判所をトップとするこれらの裁判所に属しており、独立直後の時代から違憲判決が出されていた。しかし、1972年にマルコスによる権威主義体制が成立すると、大統領が最高裁判所を含めすべての裁判所の人事権を実質的に握るようになったため、司法の独立性は失われ、違憲審査権も行使されなくなった（知花 [2005: 134-135]）。

失われた司法の独立性が回復されたのは、1986年の民主化後のことである。新しく制定された1987年憲法には、マルコス体制以前に施行されていた1935年憲法以上に司法の独立を保障するような規定が盛り込まれた。大統領の司法府人事への介入を抑制することを目的に、最高裁判所長官、司法長官、上下両院代表、法曹界代表などから構成される法曹協議会（Judicial and Bar Council）が新たに設置された（内田 [2003: 178]）。最高裁判所判事を含むすべての判事の任命にあたっては、法曹協議会が提出する候補者名簿から大統領が任命することになった。また、1987年憲法では司法府の財政自立権が明記され、議会は司法府関連の予算を前年度から削減することができなくなった。下級裁判所に対する行政監督権も、大統領から最高裁判所へと移管された。これらの規定は、司法府が執政府による介入に抗することができなかったというマルコス体制期の反省から、人事や予算面での自律性を通じて司法の独立性を確保しようと設けられたものである。

一方、タイとインドネシアにおいては、1990年代の民主化によって制度

改革が行なわれるまで、司法の独立性は低かった。タイにおいては、終審裁判所として最高裁判所が設置され、最高裁判所判事の任命については最高裁判所長官を長とする司法委員会の承認が必要とされるなど、一定程度の司法の独立は確保されていた。ただし、裁判所は司法省の管轄下にあり、司法官僚が司法省と裁判所のあいだを往復しながら昇進するなど、司法府と執政府の分離は完全ではなかった（安田 [2000: 241]）。また、1946年憲法の制定以降、タイでは、東南アジアで当時唯一の憲法裁判機関である憲法裁判委員会が設置されていたが、それもタイにおける司法の独立性の高さを意味してはいなかった。なぜなら、憲法裁判委員会が設置された背景には、違憲審査権を行使しようとした最高裁判所に対して議会在が自らの憲法解釈権を侵害されるとして反発したことがその発端にあるからである。議会在は、違憲審査権を最高裁判所から剥奪して議会在に從属した憲法裁判委員会に与えることにより、議会的の優位を維持しようとしたのである（今泉 [2003: 206-209]）。憲法裁判委員会に関する規定は、繰り返して発生するクーデター後に制定される憲法によって異なるが、最高裁判所長官、検事総長、上下院議長などの政府関係者と国会が任命する有識者から構成されることが多かった。また、委員の任期については、下院の任期満了または解散までとされることが多かった。このように、憲法裁判委員会は、その独立性や継続性という点から多くの問題を抱えていた（今泉 [2003: 206-220]）。

司法の独立性が組織的に確保されるようになったのは、民主化後に1997年憲法が制定されてからである。裁判所の行政監督権は司法省から最高裁判所に移管された。判事の任命については、民主化以前と同様に、最高裁判所長官を長とする司法委員会の承認が必要とされている。一方、憲法裁判機関についても、権限と独立性の強化が図られ、憲法裁判所が新たに設置された。憲法裁判所の裁判官は、最高裁判所判事、最高行政裁判所判事と、法律学・政治学の有識者から構成される。最高裁判所判事と最高行政裁判所判事は、それぞれの出身母体から選出される。一方、有識者出身の裁判官は、最高裁判所長官、国立大学法学部長・政治学部長、下院に議席を保有する政党代表らからなる選出委員会によって候補者が提案され、そのなかから上院が選出することとされた（今泉 [2003: 222]）。任期は9年で、

再任はされない。定員は、1997年憲法では15人だったが、2007年憲法で9人に削減されている。

インドネシアでは、国権の最高機関である国民協議会（MPR）のもとに国家権力を配分するという独自の政治制度を採用したことや、オランダ法の影響から違憲審査制そのものに消極的だったことなどから、独立後の司法は独立性が低かった。そもそも、独立時に制定された1945年憲法には司法に関する規定がほとんどおかれていなかった。憲法の付属文書である「解説」には司法権の独立が謳われたが、それを具体化する規定は存在しなかった。1959年のスカルノによる「指導される民主主義」体制の成立、1966年のスハルトによる「新体制」の成立によって権威主義的統治が確立されると、司法の独立はますます失われていった。スハルト体制の成立後、最高裁判所を除く下級裁判所機構は中央省庁の管轄下におかれることになった。最高裁判所の判事は、司法大臣の推薦にもとづき国会が指名し、大統領が任命することになっており、執政府の関与の度合いが強かった（安田 [2000: 155]）。

しかし、1998年の民主化後、司法の独立性を確保するための制度変更が行われた。それまで別々に管轄されていた普通裁判所、軍事裁判所、行政裁判所、宗教裁判所のすべての領域の最上位に最高裁判所が位置することが憲法改正によって新たに規定された。また、執政府による恣意的な裁判官の任命によって司法権が蹂躪された経験から、最高裁判所の裁判官を任命する独立した機関として司法委員会が新たに設置された。最高裁判所判事は、司法委員会が提案する候補者に国民議会（DPR）の同意を得たあと、大統領が任命することになった。さらに、2003年には違憲審査権をもつ憲法裁判所が新たに設立された。憲法裁判所判事は、大統領、国民議会、および最高裁判所がそれぞれ3人ずつを任命する。その任期は5年で、一度のみ再任が可能である。

このように東南アジア諸国の司法制度は、植民地宗主国から受け継いだ法体系の影響などから、独立当初は司法の独立性について差異がみられた。その後、体制の権威主義化を経験したフィリピンやタイ、インドネシアでは司法の独立性が失われ、司法制度が政治過程に影響を及ぼすことはほと

んどなくなった。ところが、これらの国々で民主化が発生すると、強権的な統治体制に対する反省から、執政府による権力の行使をコントロールする機関として司法制度の重要性が認識され、司法の独立性を確保する改革が実行された。いまや東南アジア5カ国の司法は、組織的な独立性という観点からは一定のレベルを確保するに至ったといえるだろう。

2. 司法の権限

政治過程における司法の役割を左右する第2の要因が、裁判所にどの程度の権限が付与されているのかという点である。司法府が政治過程において行使する権限としてとくに重要なのが、違憲審査権である。違憲審査権は、19世紀にアメリカ連邦裁判所で確立されたものだが、いまや世界の憲法の約8割が違憲審査に関する規定をもつ（Ginsburg [2008: 81]）。

しかし、違憲審査の形態や違憲審査権をもつ裁判所の違いなどの点でさまざまなバリエーションが存在する。アメリカ型（司法裁判所型）の違憲審査制では、一般の司法裁判所（最高裁判所および下級裁判所）が具体的な事件との関連でのみ法令の合憲性を判断する。このような違憲審査制の形式は、「付随的違憲審査制」または「具体的違憲審査制」と呼ばれる。これに対して、憲法裁判所型の違憲審査制は、1920年オーストリア憲法で初めて導入されたのち、ナチ全体主義政権による人権蹂躪を繰り返さないために第2次世界大戦後の西ドイツで導入された憲法裁判所がモデルとなっている。憲法裁判所は、具体的な事件に関係なく法令の違憲性を直接判断することができる。このような違憲審査制の形式は、「抽象的違憲審査制」と呼ばれる。憲法裁判所に訴えを提起できる資格（原告適格）は、議会や政府などの公的機関に限られる場合と、私人にも開かれている場合に分かれる。

司法裁判所型と憲法裁判所型の違いは、前者が具体的な事件で基本権の侵害を受けた個人を救済するという意味合いが強いものに対して、後者は抽象的な憲法判断を通じて執政府や立法府の権力を抑制し憲法体制を守っていくことを目的としているというところにある。しかし、近年この二つの違憲審査制はその機能を近づけつつある。司法裁判所型の違憲判決は、個

人の権利保護にとどまらず、法律全体の改正へとつながっていく場合もある。また、司法裁判所に抽象的違憲審査の権限が与えられることもある。他方、憲法裁判所型でも、私人に審査請求権が与えられている場合などは、憲法裁判所に権力の抑制と人権の保護という二つの機能を果たすことが期待されているといえる。そのため、どちらの違憲審査制の方が司法の権限が大きいかということは、一概には言えなくなっている。

このほかに、裁判所には、執政長官の罷免の適否や、選挙の有効性の判断、政党の解散の決定など、きわめて政治的な問題に対して法的判断を下す権限が与えられるようになりつつある。裁判所に多くの権限が与えられているほど、また権限の行使がしやすいような制度が整備されているほど、司法が政治過程において果たす役割も大きくなるはずである。

東南アジア5カ国のうち、インドネシアを除く4カ国は、独立時から司法に違憲審査権が与えられていた。ただし、その違憲審査権が政治過程のなかで大きな意味をもつようになるのは、フィリピン、タイ、インドネシアが民主化してからのことである。これら3カ国では、人権の保護と権力抑制の観点から、違憲審査権をはじめとする司法権の強化が図られた。フィリピンでは、伝統的に司法に大きな権限が与えられており、民主化にともなってその権限が十分に発揮できるようになった。タイやインドネシアでは、民主化後に司法の権限が強化されている。マレーシアでも、制度上は比較的大きな権限が裁判所には与えられているが、これまで裁判所が積極的に違憲審査権を行使することは少なかった。一方、シンガポールの司法に与えられている権限は、それほど大きくはない。

フィリピンでは、1935年憲法のなかですでに司法裁判所型の違憲審査権が規定されていた。しかし、マルコス体制のもとでは、最高裁判所は人権侵害事件などを「政治問題だ」として司法判断を回避する傾向にあった。民主化後、そのような消極的な司法府の行動が結果的には権威主義体制の成立と持続を許したという反省から、1987年憲法では最高裁判所が違憲審査権を行使しやすいように要件が緩和されている（内田 [2003: 178-179]）。具体的には、権利関係にかかわる問題の解決と政府機関による権限乱用の問題は司法判断可能なものであり、憲法上明確な法的根拠がないかぎり司

法判断を回避できないという規定が新たに憲法に設けられたのである。さらに、裁判所自身も原告適格の範囲を広く解釈し、訴訟の門口を広げるようになってきている。このような制度改革の結果、裁判所は積極的に憲法判断を行なうようになりつつある。たとえば、ラモス政権が進める自由主義的な経済政策に対して最高裁判所が憲法のナショナリスト的な経済条項を根拠に違憲の判断を示すなど、民主化後は執政府の政策や議会の立法行為に司法府が介入する度合いが増えている（知花 [2005]）。政治過程におけるフィリピンの裁判所の影響力は増す傾向にあるといえるだろう。

タイでは、1946年からすでに憲法裁判機関である憲法裁判委員会が設置され、一般裁判所から付託される具体的事件に関して付随的審査を行なう権限が与えられていた。さらに、1974年憲法からは、国会が可決した国王裁可前の法案に対して、内閣または議員からの申し立てにもとづき抽象的審査を行なうことができるようになるなど、徐々に権限の強化が図られていった。しかし、第1節でみたように、憲法裁判委員会の独立性や継続性が確保されていなかったこともあり、その活動は限定的であった。今泉によれば、1947年の設立から1997年に廃止されるまでのあいだに憲法裁判委員会が取り扱った違憲審査はわずか13件で、実際に違憲判決が出されたのはこのうち5件に過ぎなかった（今泉 [2008: 79]）。

その後、1997年憲法のなかで首相の権限強化が図られると、強い執政府に対抗する司法府の強化も同時に行なわれることになった。憲法裁判委員会にかわり恒久的な裁判所として憲法裁判所が新設されることになり、権限も強化されたのである。付随的審査権や抽象的審査権、議員や首相・閣僚の資格を確認する権限などは憲法裁判委員会から引き継がれたが、それらに加えて、公職者の資産公開違反に関する審査権や政党の解散に関する審査権も新たに憲法裁判所に付与されることになった。なお、1997年憲法は、原告適格を裁判所や首相、国会議員に限定しており、私人が直接憲法裁判所に申し立てを行なうことを認めていなかったが、2007年憲法では原告適格の範囲を私人にも拡大している。

このように制度の整備と権限の強化が図られた結果、憲法裁判所の活動も活発化した。1998年から2006年までのあいだに憲法裁判所が扱った審査は

310件に上る。ただし、抽象的審査制に限ると、審査件数はわずか15件で、違憲判決が出されたのはそのうち4件だけである（今泉 [2008: 85-96]）。タイの抽象的審査制は、国会を通過した法案に対して、一定数の議員もしくは内閣が合憲性の審査を憲法裁判所に提訴するものである。私人に抽象的審査の提訴権が与えられていなかったことに加え、内閣提出法案が法律の多数を占めるため、実際に提訴をする主体は野党議員か上院議員に限られる。そのため、審査件数も違憲判決の数も少なく、政策過程に与える影響も限定的だったといえるだろう。

一方、閣僚・議員の資格審査や、公職者の資産公開の違反、政党の解散に関する審査では、憲法裁判所の決定がタクシン追放をめぐる政治過程のなかできわめて大きな役割を果たした。2001年にタクシン首相の資産隠蔽疑惑が争われた裁判ではタクシンは無罪とされ、2006年にタクシン一族の株式売却問題が争われた裁判では、申し立てが却下された。このような憲法裁判所の判断は政権寄りであるとの批判を受け、反タクシン運動が激化する要因にもなった。一方、2006年のクーデター後は、2007年のタイ愛国党（TRT）の解散、2008年の人民の力党など与党3党の解散、さらにサマック首相、ソムチャイ首相の失職など、相次いでタクシン派を政界から追放する判決が憲法裁判所から出され、政治的混乱を引き起こした。違憲審査以外の権限では、タイの憲法裁判所は政治過程に大きな影響を及ぼすようになりつつある。

インドネシアでは、違憲審査制の歴史は新しい。民主化後の第3次・第4次憲法改正によって2003年に憲法裁判所が新設され、初めて違憲審査制が導入された。それまでは、最高裁判所が、法律より下位にある政令などの行政令・決定が上位の法律に違反していないかどうかを審査できるだけであった。1945年憲法では、国民協議会という議会機構が国権の最高機関として執政府、立法府、司法府の上位に位置しており、違憲審査権は国民協議会が有していた（島田 [2002: 207-208]）。民主化後、国民協議会制度は見直され、三権分立の原則にもとづく大統領制が導入された。それにあわせて権力抑制のために司法府の強化が図られ、憲法裁判所の設置と違憲審査制の導入が決まったのである。憲法裁判所は、違憲審査権を有するだけ

でなく、国家機関のあいだで権限に関する争いがあった場合に司法判断を下し（機関訴訟）、選挙結果の合法性の判断や政党の解散を決定するなど、高度に政治的な決定を行なう権限を与えられている。私人にも原告適格の範囲が広がられている。なお、法律より下位に位置する政令や大統領令などが上位法に抵触していないかを判断する権限は、最高裁判所に与えられている。

原告適格の範囲が広く設定され、憲法裁判所も積極的に違憲審査権を行使しようとしているため、その政治過程における影響はきわめて大きくなっている。2003年から2011年までの9年間に憲法裁判所が受理した提訴は、861件に上る。2008年から地方首長直接選挙の合法性審査も管轄とされたため、件数では選挙結果に関する審査が多数を占める傾向にあるが、違憲審査請求も2003年から2008年までは毎年30件前後、2009年から2011年にかけては80件前後を数え、9年間で414件の提訴が受理されている。違憲判決の数も9年間で96件に上っている。また、憲法裁判所は、執政府や議会の意向に左右されることなく、独自の憲法判断にもとづいて積極的に違憲判決を出している。なかにはテロ対策や、汚職問題、過去の人権侵害事件の真相追及といった政府が取り組んでいる政治的課題と深くかかわる法律に対して違憲判決が出されたり、政府が進める自由化政策などの経済政策に歯止めをかけるような違憲判決が出されたりするなど、政策過程における憲法裁判所の存在はもはや無視できないものになりつつある。

マレーシアでは、司法裁判所型の違憲審査制が採用されている。しかも裁判所は、司法裁判所型の違憲審査制が通常想定する付随的違憲審査権だけでなく、抽象的違憲審査権も有していると考えられている。抽象的違憲審査については、憲法問題に関して国王に助言することが裁判所の任務として憲法のなかで規定されることがその根拠だと解釈されている。さらに、連邦政府と州政府の管轄にかかわる紛争についても、裁判所が判断する権限をもつ（中村良隆 [2002: 181-186]）。

しかし、マレーシアの裁判所はこの違憲審査権を積極的に行使しようとはしてこなかった。司法の独立性が比較的高かった独立から1988年までの期間をみても、裁判所によって違憲判決が出されたのは7件だけであった。その理由としては、二つの要因が考えられる。ひとつは、イギリスの影響

である。マレーシアの裁判官はほとんどがイギリスでの研修を経験しているため、厳格な文理解釈をする法曹界の伝統が強く、憲法のリベラルな解釈はしない傾向にある。また、1983年までは終審裁判所がイギリスの枢密院司法委員会だったこともその傾向を強化した。これらの要因のため、マレーシアの裁判所は執政府の決定に対して比較的近い立場をとることが多いのである（Harding [1990: 71-72]）。二つめの要因は、憲法のなかに違憲審査権の行使を抑制するような規程がある点である。表現・集会・結社の自由といった基本権が制限されたり、ブミプトラ（マレー系原住民）の優先的地位やイスラムの国教制度、国王・州王の地位などが裁判所の違憲審査権の対象外とされたりしている（中村良隆 [2002: 184]）。そのため、マレーシアの司法は、違憲審査権の行使については消極的だったのである。

シンガポールにおいても、憲法で違憲審査権が明記されているわけではないが、司法裁判所型の違憲審査制が採用されている。また、国会で成立した法律が大統領の裁量権を侵害している恐れがある場合、大統領は最高裁判所判事3人以上から構成される審判所（tribunal）に対して意見を求めることができるという憲法の規定から、付随的違憲審査権だけでなく、限定的ながら抽象的違憲審査権も付与されていると考えられる。1965年の独立から2010年までのあいだに、裁判所は71件の違憲審査請求を受理し、そのうち20件について違憲判決を下している（Chan [2010: 485-489]）。違憲審査の件数は少なく、シンガポールの司法が政治過程に与える影響はマレーシアと同様に限定的である。シンガポールもイギリス法の伝統の影響を強く受けており、裁判所が執政府の立場に近い保守的な憲法解釈をとる傾向にあることに加え、憲法のなかで基本権が制限されていることから、司法が政治過程に影響を与えることは困難である。

以上のように、東南アジア5カ国のなかでは、フィリピン、タイ、インドネシアで、民主化後に司法の権限が強化され、裁判所が政治過程で果たす役割が増す傾向にある（表3-1参照）。これら3カ国では、裁判所が違憲審査権を行使して政府の政策に関する法律を覆すなど、「司法積極主義」であると裁判所の行動を批判する声が各国で出るほどに政治過程における司法の影響力が強まっている。これらの国々では、政治体制が再び権威主義に

表3-1 東南アジア5カ国

	タイ		フィリピン	
	1946年憲法～ 1991年憲法	1997年憲法～	マルコス体制期 (1973年憲法)	民主化後 (1987年憲法)
終審裁判所	最高裁判所	最高裁判所 最高行政裁判所	最高裁判所	最高裁判所
最高裁判事の任期		65歳定年	70歳定年	70歳定年
定員		60～70人	15人	15人
任命／指名権者	司法委員会	司法委員会	大統領	法曹協議会が3人以上の候補者を提案，大統領が任命
違憲審査制	憲法裁判所型 (国会・憲法裁判委員会)	憲法裁判所型 (憲法裁判所)	司法裁判所型 (最高裁判所)	司法裁判所型 (最高裁判所)
違憲審査権の形態	付随的 抽象的(1974年～)	抽象的	付随的・抽象的	付随的・抽象的
原告適格	通常裁判所，国会議員，首相など	国会議員，首相，裁判所，個人(2007年憲法)	個人	個人
憲法裁判事の任期	下院に同じ	9年(70歳定年，再任なし)		
定員	7～15人	15人／9人		
任命／指名権者	最高裁長官，検事総長，上下院議長，国会任命の有識者など	最高裁，最高行政裁，選任委員会		

(出所) 筆者作成。

逆戻りすることを防ぐ目的で「法の支配の確立」が最重要の政治課題と認識された結果，司法の権限強化が図られた。そのため，違憲審査制においても，基本権の保護よりも，権力の抑制により重点がおかれているようである。

3. 権力分立制のなかの司法

司法の組織的独立性が保障され，強い権限が与えられていれば，裁判所は政治過程において大きな役割を果たせるのであろうか。これまで，政治過程における司法府は，執政府や議会が何らかの選択をしたあと，最後に

の裁判所制度

インドネシア		マレーシア	シンガポール
スハルト体制期	民主化後 (2003年以降)		
最高裁判所	最高裁判所	連邦裁判所（1984年まではイギリス枢密院、1985～1994年は最高裁判所）	最高裁判所（1989年まではイギリス枢密院が終審裁判所）
65歳定年	70歳定年	65歳定年	65歳定年
51人	最大60人	8人	17人
司法相の推薦，国民議会が指名，大統領が任命	司法委員会が提案，国民議会の同意の後，大統領が任命	首相の助言にもとづき国王が任命	首相の助言にしたがい大統領が任命
なし	憲法裁判所型 (憲法裁判所)	司法裁判所型 (最高裁判所)	司法裁判所型 (最高裁判所)
	抽象的	付随的・抽象的	付随的
	個人	個人，裁判所	大統領
	5年 (67歳定年，再任あり)		
	9人		
	大統領・国民議会・最高裁（各3人指名）		

法的な判断にもとづいて行動すると考えられがちであった。しかし、裁判官がどのように行動し決定を行なっているのかを司法府単独でみているかぎり、裁判所が政治過程のなかでどのような役割を果たしているのかわからない。なぜなら、政治過程においては、裁判所もあくまで執政府や議会などほかの政治制度との関係のなかで活動しているからである。司法の役割を考えるにあたっては、これらの制度との関係を見無視するわけにはいかない。

そこで、最近の研究は、執政府や議会といったほかの制度的アクターとの関係に焦点を当てることで、司法が政治過程のなかでどのように影響力を行使しているのかを分析するようになりつつある。たとえば、司法の独立性は、議院内閣制よりも明確な三権分立を採用する大統領制の方が高くなる

ことや (Helmke and Rosenbluth [2009: 351]), 大統領制においても執政府と議会の権力を握る党派が同じ統合政府のときよりも両者が異なる分割政府のときの方がより高いこと (McNollgast [1995]) などが明らかにされつつある。

このような分析の背後にあるのは、裁判所は自らの決定が効果をもつように行動する合理的な行為主体であるという考え方である。裁判所は、執政府や議会が自らの決定に対してどのような反応を示すのかを考えながら戦略的に行動している (Ferejohn and Weingast [1991])。裁判所の決定も、それが実行されて効果をもつためには、執政府や議会がそれにしたがわなければならない。もし、執政府や議会が裁判所の行動に不満がある場合、彼らは裁判所の決定を再び覆すような政策を策定したり、裁判所が彼らの行動を邪魔しないように行政手続きや司法手続きを変更したりするかもしれない。たとえば、ある政策に対する執政府と議会の選好が一致しているような場合は、たとえ裁判所がそれを否定するような決定をしたとしても、裁判所の決定はあとで執政府や議会によって覆される可能性が大きい。裁判所にとってあとで覆される可能性の大きな決定をする利得は小さいため、裁判所は執政府や議会の選好に反するような行動はとらないだろう。それとは逆に、執政府と議会の選好が一致していない場合は、裁判所の決定に近い選好をもつ方が裁判所の決定を守ろうとするので、裁判所も積極的に自らの判断で行動するだろう。上述のように、議院内閣制よりも大統領制の方が、また統合政府よりも分割政府の方が司法の独立性が高くなるのは、いずれの場合も後者の方が執政府と議会のあいだの選好の違いが大きいため、どちらか一方が裁判所の決定を擁護してくれる可能性が高く、司法は独自の選好にもとづいて行動できるためなのである。つまり、執政府と議会のあいだの選好の差が大きいほど、司法が政治過程において独自の決定を行なう余地が大きくなると考えられる。

東南アジア5カ国における司法制度は、権限の大きさにバリエーションはあるが、組織的独立性という点では比較的高い。とくに、民主化を経験したフィリピン、タイ、インドネシアでは、組織的独立性も権限もともに強化される傾向にある。しかし、この3カ国のあいだでも、執政府や議会の動向にあまり左右されずに判決を出すフィリピンやインドネシアの司法

府と、政界の動向に行動が左右されがちなタイの司法府という違いがある。このような違いはなにによってもたらされるのだろうか。他方、シンガポールやマレーシアの司法府は、執政府の政策に反するような判決は出さない傾向にある。それは単に両国が権威主義体制をとっているからなのだろうか。この両国の司法府は、比較的高い組織的の独立性をもち、権限も必ずしも小さいとはいえない。制度的には独自の行動をとることができる状況にありながら、シンガポールとマレーシアの裁判所はそうしてこなかった。それはなぜなのだろうか。以下では、これらの疑問を司法府と執政府や議会といったほかの制度的アクターとの関係という観点から考えてみよう。

フィリピンでは、三権分立の厳格な大統領制が採用されている。下院の多数派は大統領と同じ党派に属してはいるが、第2章にあるように、フィリピンの議会は下院と上院がそれぞれの議院の利益を集合的に追求する傾向にあることから、政策策定において大統領は下院と上院の双方と取引をしなければならない。そのため、制度間の競合性も高く、大統領と議会のあいだの選好の差も大きい。このような制度配置を反映して、フィリピンの最高裁判所は、大統領と議会のあいだの権限争いや政党の内紛問題といった政治問題から経済政策に至るまで、積極的に独自の司法判断を示す傾向にある(内田 [2003], 知花 [2005])。判決の内容が政権の政策に反する内容であったとしても、大統領と議会が一致して司法府の行動を覆そうとする蓋然性が低い場合、最高裁判所は躊躇する必要がない。他方で、ほかの政治的アクターも、そのような司法府の積極的な行動を利用しようとしている。たとえば、上院議員が通常のプロセスでは覆せないだろうと判断した大統領の拒否権について、その合憲性を最高裁判所に提訴するといった事例が発生している。一方、このような裁判所の行動は、「司法権の範囲を踏み越え、『司法積極主義』に陥っている」との批判を呼んでいる(内田 [2003: 179-183])。

インドネシアでも民主化後の制度改革によって、三権分立の厳格な大統領制が採用されることになった。大統領は連立政権を組むことで下院に当たる国民議会の過半数の支持を獲得してはいるが、大統領制のもとで連立与党の結束を継続的に確保することは難しく、大統領と議会の選好は必ず

しも一致しない。そのため、インドネシアの憲法裁判所は執政府や議会の選好に左右されることなく、独自の行動をとることができる。憲法裁判所が政府提案と議員立法のいずれの法案に対しても躊躇なく自らの選好にもとづいて違憲判決を次々と出せるのは、競争性の高い権力構造のもとで大統領と議会の選好の差が大きいことに由来している。ただし、フィリピンと同様、このような積極的な憲法裁判所の行動に対しては「行き過ぎ」との批判が執政府や議会から出されている。その結果、2011年6月には憲法裁判所の設置法が国民議会で改正され、当事者の請求事項を越えて決定を下す権限を削除することや憲法裁判所内に設置される判事倫理審査会に政府と議会の代表者を任命することなど、憲法裁判所の権限や独立性が一部縮小された。しかし、この憲法裁判所改正法に対して今度は法学者やNGO活動家らが違憲審査を請求し、これらの法改正の内容が違憲と判断されるなど、司法府と執政府・立法府とのあいだで権限のバランスをめぐる争いが生じている。

タイでは、上記2カ国と違い議院内閣制が採用されている。議院内閣制においては、議会多数派によって政府が形成されるため、執政府と議会の選好は一致している。そのため、裁判所が独自の選好にもとづいて行動できる余地は小さいはずである。1998年に設置されてから憲法裁判所が扱った抽象的違憲審査の件数も違憲判決の数も少ない背景には、原告適格が狭いことに加えて、執政府と議会が統合されている議院内閣制のもとでは憲法裁判所の行動が制度的に制約されているという点もあるだろう。憲法裁判所の行動が、執政府や議会との関係に左右されるという点は、タクシン政権成立後の憲法裁判所の行動が大きく揺れ動いた点にも表れている。タイ愛国党が下院の過半数を制し、安定した政権基盤を保持していたタクシン政権のもとでは、憲法裁判所は首相の資産疑惑に対して積極的な行動をとることができなかった。執政府と議会の選好がほぼ完全に一致する単独政権のもとで、憲法裁判所は、その首相の解任につながるような判決を下すことはできなかったのである。

ところが、2006年の総選挙無効判決を境に、2007年から2008年にかけてはタクシン派を追放する判決が憲法裁判所から次々と出された。この過程で

明らかになったのは、タイの政治過程においては、執政府、立法府、司法府に加えて、もうひとつの権力主体が存在することである。それが、国王であり、その意向を政治過程に反映させる際のアクターである枢密院である。野党がボイコットした2006年総選挙が無効と判決されるきっかけとなったのは、最高裁判所と行政裁判所の判事に対する「総選挙は非民主的であり、裁判所が適切に対処すべき」という国王の発言であった。また、クーデター後にタクシン派の政党に対して次々と解散命令が憲法裁判所によって下された背景には、枢密顧問官の存在があることを末廣 [2009: 12-14] が指摘している。2006年以降、憲法裁判所が執政府や議会の意向に反するような行動を積極的にとれたのは、三権分立制の政治制度を超越する国王の意向が作用したからだと考えられる。

タイの政体は、憲法にも規定されているように、「国王を元首とする民主政体」だと表現される。タイにおいて国王は神聖不可侵の存在であり、その意向は絶対的なものである。通常、国王が直接政治に関与することはないが、政府が対処できないような危機的な状況においては、国王が自らの人徳と叡智によって問題を解決することが期待されている（加藤 [1995: 22]）。枢密院は、その国王に対して諮問を行なうことを権能とし、国王自らが枢密顧問官の任免をすることができる。「何人も問責することが許されない」国王と、その意向を受けて行動する枢密院は、ほかの制度によって権力の抑制を受けない存在である。国民が国王の権威を受け入れている以上、いかなる他の権力主体もその意向に反する行動をとることは不可能であろう。

シンガポールとマレーシアは、タイと同じ議院内閣制を採用しているが、一党優位政党制のもとで与党と内閣が完全に融合している体制である。このような権力構造においては、たとえ組織的に司法の独立性が確保されていたとしても、裁判所が独自の役割を果たすことはきわめて困難である。たとえば、人民行動党（PAP）が支配するシンガポールで、1988年に区裁判所が野党政治家を追放しようとした政府の求刑を減刑した判決を出したところ、担当判事が通常の昇進ルートから外されるということがあった。下位裁判所の判事には任期がなく、法務行政機関とのあいだで人事異動が行なわれることが多いため、執政府の影響が及びやすいのである（Silverstein

[2008: 83-84]）。

国民戦線（BN）が支配するマレーシアにおいても、政治的な競合性が低いことから、裁判所は組織としての独立性を保障されながらも、独自の行動をすることは困難な状況にある。それでも、マハティール体制が確立するまでは裁判所が政権の政策や決定を覆すような判決を出すことがあった。とくに、1980年代半ばには、権威主義的統治体制の強化を図ろうとするマハティール首相に反発する勢力が裁判所を異議申し立ての場として利用した。裁判所も、そのような競合的な政治状況のなかで、政府の開発政策や人権侵害行為を追及する判決を出した（金子 [2009: 156-161]）。このような裁判所の積極的な行動の頂点となったのが、1987年の統一マレー人国民組織（UMNO）の内部分裂に起因した党総裁選の合法性をめぐる裁判であった。しかし、最高裁判所がUMNO裁判に乗り出そうとしたまさにそのとき、マハティール政権は首相と対立した最高裁判所長官と2人の最高裁判所判事を弾劾裁判にかけ、3人を罷免に追い込んだのである（金子 [2009: 161-170]）。この後、マハティールによる権力集中が進んで権威主義的統治体制が確立していくと、裁判所が独自の行動をする余地はなくなっていった。1997年のアジア通貨危機への対応に関してマハティール首相と対立したアンワル・イブラヒム副首相が政界から追放された事件でも、司法府は常に政権寄りの立場を取り続けた。

ところが、1998年と2008年の二度にわたり同性愛行為の罪で起訴されたアンワルに対しては、2004年9月に連邦裁判所が、2012年2月にクアラルンプール高裁が、それぞれ無罪の判決を言い渡している。2004年の無罪判決は、その直前の3月の総選挙で与党が圧勝したあとだったが、前年の2003年にマハティール首相が引退して、強権的な支配体制が変容し始めた時期だった。一方、2012年の無罪判決は、2008年の総選挙で与党が大敗して政権交代の可能性が議論される時期に出された。このように司法が独自の行動をとることができたのは、権力関係の競合性に変化が生じつつあることが背景にあると解釈することもできるだろう。

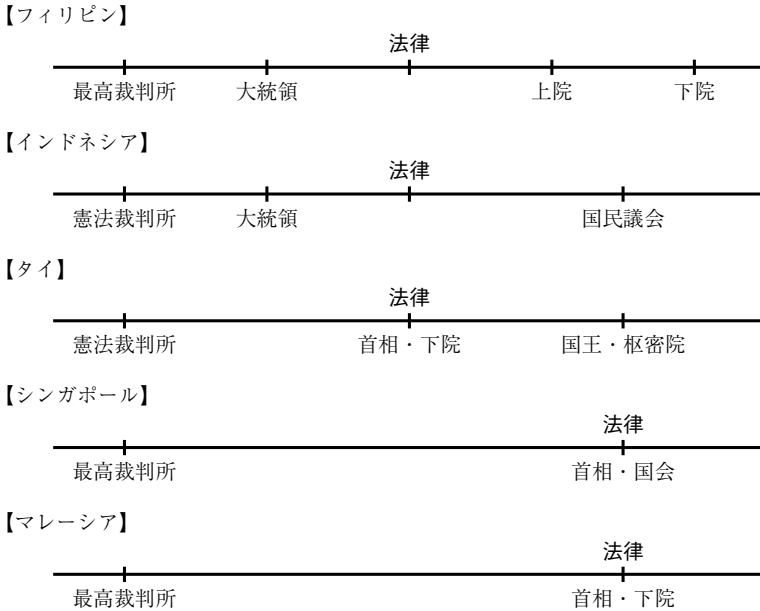
議院内閣制のもとで同じ政党が長期にわたって政権を担当すると、司法が独自の選好にもとづいて行動することができないという状況は、権威主

義体制に限らない。ラムザイヤーとラスムセンは、民主主義体制のもとで一党優位政党制が長期間続いた日本を事例に取り上げ、自民党単独政権のもとでは裁判所の独立性が低かったことを明らかにしている。つまり、自民党政権下の裁判官は、政権の政治的選好と相容れない判断をすればキャリア上不利な扱いを受ける可能性が高かったため、実際には独自の行動をとる余地を与えられていなかったというのである（Ramseyer and Rasmusen [2003]）。司法が積極的に行動できるかどうかは、裁判所とほかの政治制度との関係に大きく規定されるといえる。

執政府や議会との関係に規定される司法府の戦略的行動を理解するために、簡単な空間モデルを使って権力分立制における司法の行動を説明してみよう（図3-1参照）。ここでは議論を単純化するために、ある政策に関して可能な選択肢が直線上に並んでいると仮定する。執政府（大統領または首相）、議会（下院および上院）、および司法府（憲法裁判所または最高裁判所）は、この直線上のどこかに自らが理想とする選好点をもっている。制定された法律は、執政府と議会の合意の産物であるため、大統領制においては大統領と議会のあいだの直線上に位置し、議院内閣制においては首相と議会と同じ直線上に位置する。

この法律に対して司法はどのように行動するであろうか。もし司法がほかの政治制度と関係なく行動するとすれば、司法は自らの選好点に法律が変更されるように法解釈を行なうだろう。しかし、実際にはそのようなことは起こらない。なぜなら、司法は執政府や議会との相互関係のなかで自らの行動を決定しているからである。司法が執政府や議会の選好を無視して法解釈を行なえば、執政府や議会はそれを再び覆すような法律を制定するかもしれないし、司法の権限を削減するような制度変更を行なうかもしれない。このモデルにおいて司法ができる最大限の政策変更は、大統領制において大統領の選好点と一致するような法解釈である。この点であれば、議会が司法の決定を覆すような法案を提起しても大統領が反対するため、それ以上法律が変更されることはないからである。一方、議院内閣制においては、執政府と議会の選好がほぼ一致しているため、司法がその決定を覆すことはきわめて困難である。さらに、タイにおいては、国王が絶対的

図3-1 東南アジア5カ国の権力分立制と司法



(出所) 筆者作成。

(注) この図では、ある政策に関して可能な選択肢が直線上に並んでいると仮定したうえで、執政府（大統領または首相）、議会（下院および上院）、および司法府（憲法裁判所または最高裁判所）のそれぞれが理想とする選好点をプロットした。もちろん、政策イシューによってそれぞれの選好点の位置は変化する。法律の位置は、執政府と議会が合意して制定された地点を指している。

な選好を表明すれば、司法はそのポイントに一致するよう行動する以外に選択肢はないといえるだろう。

4. 司法と法の支配

最後に、司法制度が政治体制のあり方にどのような影響を与えるのかを見てみよう。司法に期待されている役割のひとつが、法の支配の確立である。法の支配は、権力者があらかじめ決められたルールにしたがって行動し、権力を乱用しないことを保障する。また、多数派が数の論理で個人や

少数派の権利を侵害することを防止する。司法府は、権力者が権力を乱用して市民の権利を侵害したり、選挙結果を無視した際には制裁を加えたりすることでそのような行動をとるコストを上昇させ、それによって権力者が法にしたがって行動することを確かなものにするのが期待されている。そして、法の支配が確立した結果、民主主義が適切に機能するようになると考えられているのである。

司法制度は、法の支配を確立させるうえでどのような役割を果たしているのだろうか。法の支配の確立は、民主主義の成立を促すものなのだろうか。ここでは、東南アジア5カ国における司法制度と法の支配の関係、そして法の支配と民主主義の関係を考えてみる。

民主化を経験したばかりの新興民主主義国にとって、民主主義が定着するかどうかのカギとなるのが、自由で公正な選挙が継続的に実施され、その結果が正統なものとして敗者に受け入れられ、平和的な権力交代が実現することである。民主化をしたフィリピン、タイ、インドネシアでは、選挙の有効性・正統性を判断する権限が司法府に与えられており、民主主義の定着と安定にとって司法府の果たす役割は大きい。しかし、これまでフィリピンやタイでは、司法府は体制外アクターの圧力に屈し、法の支配を維持することができないことがあった。他方、インドネシアでは、司法府が選挙の有効性・正統性を判断することで当事者間の対立が抑制され、法の支配の確立と民主主義の安定化が実現されつつある。

フィリピンでは、2001年のエストラダ政権崩壊とアロヨ大統領就任をめぐって違憲審査裁判が行なわれた。2000年12月、汚職や不正疑惑などを指摘されたエストラダ大統領は、議会による弾劾裁判（最高裁判所長官を議長、上院議員を判事、下院を検事とする）にかけられるが、上院が僅差でエストラダの資産証拠の開示を否決する決定をしたために審議が中断し、弾劾裁判は継続不能になった。それを期にエストラダ辞任を求める大規模な大衆行動が発生、最終的にはエストラダが大統領官殿を去り、アロヨ副大統領が就任の宣誓を行なって大統領に昇格した。しかし、エストラダは自らは辞任していないとして、アロヨの大統領就任差止めと自らの大統領の地位の確認を求める訴えを最高裁判所に申し立てたのである。最高

裁判所は、この問題は政治問題であり違憲審査の対象ではないとするアロヨ大統領側の主張を退けて審議を行なったが、エストラーダの辞任を認定し、アロヨ大統領の就任を合憲と結論づけた(村山 [2003])。最高裁判所は、法の支配の確立を課された国家機関であるにもかかわらず、このケースでは大衆デモという超法規的な手段による権力の交代を承認せざるを得なかった。

タイでは、2006年の憲法裁判所による下院選挙無効宣言が軍事クーデターによる民主制の停止につながった。その後も憲法裁判所は、タイ愛国党、人民の力党というタクシン派政党をまったく「釈然としない」(末廣 [2009: 203])理由で解党処分とし、2人の首相を解任に追いやった。一方、反タクシン派の民主党の選挙違反をめぐっては、憲法裁判所は訴えを棄却している。この間の司法府の行動は、法の支配を確立させるというよりも、タクシンを追放するという政治的意思を反映したものであった。そして、このような司法府の行動の背後には、法の支配の枠外で行動するタイの国王の陰が色濃く存在しているのである。

一方、インドネシアでは、憲法裁判所が政治的に中立な立場から選挙結果の有効性の判断を行なって選挙プロセスの混乱を回避している。また、憲法裁判所は、公正な裁判の実施という観点から選挙関連の法律に対する違憲判決や憲法判断を示して、法の支配の確立にも大きく貢献している。選挙の投票結果の審査については、2004年の選挙では、議会選273件、大統領選1件、2009年の選挙では、議会選655件、大統領選2件、2008年以降審査の対象となった地方首長選についても4年間で429件の有効性を憲法裁判所で判断した。そして、すべての判決が選挙の敗者にも受け入れられている。とくに2009年の選挙では、選挙管理委員会である総選挙委員会(KPU)の選挙運営不備から投票に多くのミスが発生して選挙の正統性に疑問を投げかける声があがった。しかし、これに対して憲法裁判所は淡々と審査を処理して混乱を回避した。2009年の大統領選挙では、有権者名簿の不備から多くの有権者が投票の機会を奪われるかもしれないという事態が選挙の直前になって発覚し、現職以外の大統領候補者たちは選挙操作だとして選挙のボイコットを示唆するなど、選挙の正統性が失われる危険があった。

これに対しても、憲法裁判所が投票日の2日前に、有権者証だけでなく身分証明書の提示でも投票を可能にするという判決を出し、混乱が発生するのを抑えている。

最後に、シンガポールやマレーシアにおける法の支配を見てみよう。権威主義体制のもとにあるこれら2カ国では、法の支配は確立されていないのだろうか。シンガポールの司法は、経済の効率性、確実性、手続きの公平性といった面での法の支配の確立については国際的にも高い評価を得ている（Silverstein [2008]）。経済開発という側面では、独立した司法による法の支配が確立されているのである。しかし、憲法の人権規定には法律の留保が付されていることからわかるように、司法による法の確立はあくまで経済開発を最優先とするという国家目標に資することが目的にされている。マレーシアにおいても、政治面での法の確立が犠牲にされているという状況に変わりはない。

つまり、法の支配とは政治体制によって定義がまったく異なっているのである。法律が施行されており、恣意的に権力が行使されることがないために行動の予測可能性が高い状態が法の支配であって、必ずしも権利の保障を意味するものではない。シンガポールやマレーシアの例は、法の支配が民主主義には反するかたちで運用されている典型的な例なのである。

おわりに

本章では、東南アジア5カ国の司法制度を三つの規定要因から把握することを試みた。三つの要因とは、司法の組織としての独立性、司法の権限、権力分立制である（表3-2参照）。これまで裁判所に関する研究では、組織の独立性や権限に注目することが多かったが、司法に対する政治学的な関心が高まったことで、司法府が執政府や立法府とどのような相互行為を行なっているのか、それらの関係が司法府の行動にどのように影響しているのかといった点に研究の対象が広がりつつある。また、最後に、司法が政治体制のあり方にどのような効果を及ぼすのかを法の支配の確立という観点から考えた。

表3-2 東南アジア5カ国の司法制度

	組織的独立性	権限の大きさと 権限行使に対する態度	統治構造と 政治的競合度
シンガポール	高い	中程度 消極的	議院内閣制・一党優位制 低い
マレーシア	高い	中程度 消極的	議院内閣制・一党優位制 低い
フィリピン	高い→低い→高い	大きい 消極的→積極的	大統領制・多党制 高い→低い→高い
タイ	低い→高い	小さい→大きい 消極的→積極的	議院内閣制・多党制 低い→高い
インドネシア	低い→高い	小さい→大きい 消極的→積極的	大統領制・多党制 低い→高い

(出所) 本章の議論にもとづき、筆者作成。

司法の政治学的研究は、まだまだ未開の分野である。司法の独立性を規定する要因についても、本章で議論したもの以外に、政党間競合が激しく政権交代の可能性が高い場合、権力を失った場合に政府が野党に対して権利侵害を行なうのを防ぐために、いずれの政党も司法の独立性を高めようとするという議論や、独立した司法に対する国民世論の支持が高い場合、政治家はそれを尊重しようとするという議論がある (Vanberg [2008: 108-112])。

また、途上国研究における司法の研究も今後ますます重要になってくるだろう。新興民主主義国においては、司法の役割が重要になりつつあるからである。ただし、そもそもなぜ、どのように強力な司法府が新興民主主義国で導入されるに至ったかという点は必ずしも明らかにされていない。民主化後に違憲審査権をもつ司法制度が導入される理由としては、旧体制エリートが政権から下野したあとの自己防衛のための保険とするからだという議論 (Ginsburg [2003]) や、分断社会において少数派エリートが覇権を維持しようとするからであるという議論 (Hirschl [2004]) などがあるが、さらなる研究の広がりが期待できるだろう。また、権威主義体制においても、司法がどのような役割を果たしているのかという問題は研究が始められたばかりである (Ginsburg and Moustafa eds. [2008])。司法をめぐるのは、興味深い論点がまだまだ多くありそうである。